資料５

新たな総合計画の策定にあたって（概要）

１．総合計画策定にあたって

今日の地方自治体を取り巻く社会情勢は、地方分権の進展、少子高齢化による人口減少、地球レベルでの環境問題、高度情報化の進展など時代とともに変化しており、各自治体はこれまで以上に多種多様な社会変化への対応が求められています。さらに、市民と地方自治体の役割の変化により、市民サービスの提供やまちづくりの面において、市民と行政との協働が各自治体の大きなテーマとなっています。

瑞穂市では、「市民参加・協働のまちづくり」の将来像を掲げた現行の第１次総合計画の計画期間が平成２７年度で終了することから、平成２６年度より新たな総合計画の策定に着手しますが、社会情勢や市の現状も踏まえつつ、市民と市がこれからの新しい時代の目標を共有し、信頼関係を構築しながら魅力あるまちづくりを進めることができる計画の策定を目指して行くことが求められます。

２．総合計画策定における基本的視点

（１）現状を把握した上での計画作り
現在の市が抱える課題や市民ニーズを的確に捉えると共に、計画策定の前提（将来人口・将来就業者数・土地利用計画・財政見通しなど）や国・県の関連計画及び市の分野毎の各種計画などを整理した上での計画策定が求められます。
（２）市民と市の協働による計画作り
市民と市が共通の目標を持って、力を合わせてまちづくりを行っていくことを前提とし、計画策定にあたっては、策定段階からの情報提供を十分に行うとともに、市民参画手続をできる限り取り入れることにより、市民と市の協働による計画作りを進めることはもとより、計画策定後も計画の進捗状況などを評価・検証し、市民に公表しながら責任を持って市民と市によるまちづくりを進めることが求められます。

３．総合計画の構成・期間

現行の総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の３つの計画で構成されていますが、時代に即した新たな視点での計画構成や、計画期間の見直しなどを行うことも大切であり、より市民に分かりやすく、実効性を伴う計画にして行くための工夫も必要となります。

【現行の総合計画の構成及び期間】

基本構想	市の最上位計画として、市の将来都市像を描き、その実現に向かって市民と市が計画的にまちづくりを進めていくための指針。 計画期間は１０年
基本計画	基本構想にある政策の実現の手段である施策を明記したもの。 計画期間は前期５年、後期５年
実施計画	基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したもの。計画期間については、基本計画開始年度に３年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化・市民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行うローリング方式。

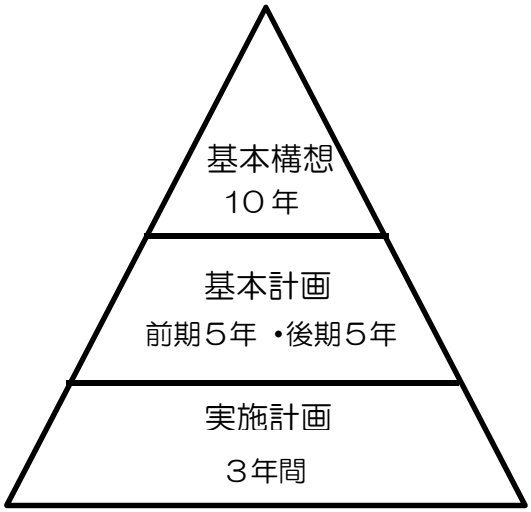

４．策 定 体 制

総合計画の策定体制は次のとおりです。

（１）議会

議決機関として、市の基本構想の議決を行う。市は、議会から様々な観点での意見・提案を受けるため、基本構想の策定段階から、全員協議会・常任委員会等において十分な情報提供を行う。

（２）総合計画策定審議会

瑞穂市総合計画策定審議会設置条例に基づき設置する附属機関で、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

審議会は、有識者（学識、専門、識見）・官公庁（県、社協）・公募による２０人以内の委員で組織する。

（３）市民参画

まちづくり基本条例に掲げる市民の計画策定への参画機会を保障するため、計画策定の各段階において、以下の市民参画手続きを取り入れる。

市民参画手続	内　容
①市民検討会議（仮称）の設置	公募による市民（３０人程度）で構成し、基本構想や基本計画の素案策定に参加し、検討結果のとりまとめを行う。
②市民意向調査（アンケート）の実施	瑞穂市のこれからのまちづくりに対する課題を把握するとともに、できる限り多くの市民からの意見聴取を行うため、市民意向調査（アンケート）を実施する。
③市民説明会（地域別説明会等）の開催	基本構想や基本計画の策定段階において市民に対し説明会や懇談会などを実施し、市民への情報提供及び市民からの意見聴取を行う。
④パブリックコメントの実施	基本構想や基本計画に対する意見公募を行い、市民への情報提供及び意見聴取を行う。

（４）庁内体制

総合計画策定委員会を設置し、全庁的な策定体制を構築する。

組　織	内　容
①策定委員会	副市長・教育長・会計管理者・各部の長で構成し、総合計画策定についての最高意思決定機関として、基本構想・基本計画の策定を行う。
②策定幹事会（２５名）	各課の課長補佐以上の職員で構成し、計画素案策定に関する調整及び協議を行う。
③プロジェクトチーム（１５名）	市職員（各部から１名及び庁内公募により選出）で構成し、政策体系に基づく具体的な計画素案の作成・調整等を行う。また、市民検討会議で計画分野ごとに組織する検討部会の庶務を担当し、会議での協議経過等を情報提供するとともに、必要に応じて各検討部会の計画素案策定作業に協力する。
④全職員	総合計画は市の最上位計画であり、計画行政の根幹をなすことから、計画策定には職員すべてが一丸となって取り組んでいく必要があり、職員一人ひとりが自覚を持って積極的に計画策定に関わっていく。

５．策定スケジュール

≪基本構想・基本計画≫

平成２６年度より策定作業に取り掛かり、総合計画策定審議会の答申を経て、平成２７年度を目途に基本構想及び基本計画を議会に提出をすることを目指す。

【参考】

＜基本構想策定に係る法的義務づけの廃止＞

平成２３年８月１日に改正地方自治法が施行され、地方自治法第２条第４項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という規定が削除されました。これにより、基本構想を策定するか否かについて、市町村の判断に委ねられることになり、議会の議決の有無を含めて、基本構想を策定する際の手続きについても市町村で決めることになりました。こうした動きを受け、例えば武蔵野市では平成２４年４月策定の長期基本計画において基本構想を策定しない対応をとるなど、法改正に対応し、総合計画に関する独自の取り組みを行う動きが見られ始めています。こうした動向に対し、市町村においては、法律の枠組みがない中、改めて総合計画の位置付けとその内容を見直し、自らの責任と判断の基に真に必要かつ有効な総合的な計画の策定の必要性とその運用の仕組みを確立し、これを市民にわかりやすく示して行くことが必要となっています。

＜今日の総合計画の問題点＞

総合計画は、まちづくりの最上位計画として地域の目指すべき姿を明確にし、政策・施策・事務事業の全般にわたり網羅的に掲げるものとされてきましたが、それ故に総花的で、総合計画に掲げられる施策や事業の優先順位が明確でないケースも多いことが指摘されてきました。また、総合計画に掲げた施策や事業に対し、財源の裏付けが明確にされておらず、毎年度の予算への反映など、実行性が担保されていないことや、進行管理が適切になされていないことから機動的な見直しがなされず、職員や市民にそういった情報の共有がなされていないという問題もしばしば指摘されてきました。このように、総合計画のあり方に関するさまざまな課題に対し、新しい視点を取り入れながら検討し、市民と市の共通の目的や目標として機能する計画への転換を進める時期に入っています。